

社会福祉法人花巻市社会福祉協議会指定介護センター障害者居宅  
介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人花巻市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が開設する指定介護センター障害者居宅介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護事業及び重度訪問介護事業（以下「指定居宅介護事業等」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、介護福祉士又は厚生労働省が定める訪問介護員養成研修若しくは居宅介護従事者養成研修の修了者で事業所に勤務する者（以下「居宅介護員」という。）が、日常生活を営む上で支障がある障害者及び障害児（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定居宅介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の居宅介護員及びサービス提供責任者（以下「居宅介護員等」という。）は、利用者の心身の特性を踏まえて、居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。

2 指定居宅介護事業等の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 前2項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）その他の関係法令等を遵守し、指定居宅介護事業等を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 花巻市社会福祉協議会指定介護センター障害者居宅介護事業所
- (2) 所在地 花巻市石神町364番地（花巻市総合福祉センター）

(職員の職種、職務内容及び員数)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、職務内容及び員数は、次のとおりとする。

職 種	職 務 内 容	員 数
管理者	職員及び業務の一元的管理	1人
サービス提供責任者	利用申込の調整、居宅介護員等への技術指導、指定居宅介護等の計画作成	1人以上

	及び指定居宅介護等の提供	
居宅介護員	指定居宅介護等の提供	10人以上
事務職員等	事業執行に係る事務処理等	置くことができる

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から日曜日までとする。
- (2) 営業時間 午前7時から午後10時までとする。

(事業の内容)

第6条 事業所で行う指定居宅介護等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第81号。以下「条例」という。）第5条第1項に規定する指定居宅介護
- (2) 条例第5条第2項に規定する重度訪問介護
- (3) 前2号に係る介護計画の作成
- (4) その他必要な介護

(利用料)

第7条 事業所は、指定居宅介護等を提供したときは、利用者から当該介護に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 事業所は、法定代理受領を行わない指定居宅介護等を提供したときは、利用者から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費の額に90分の100を乗じて得た額の支払いを受けるものとする。この場合、その提供した指定居宅介護等の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービスの提供証明書を、利用者に対して交付するものとする。

3 交通機関を使用して行う指定居宅介護等に要した交通費は、その実費を徴収する。ただし、公用車（許可を得て使用する私用車を含む。）を使用した場合の交通費は、次条に規定する通常の事業の実施地域を越えた地点から1キロメートル当たり25円を徴収する。

4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の指定居宅介護事業等の実施地域は、花巻市の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 居宅介護員等は、指定居宅介護等の実施中に、利用者の心身の状況に異変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(虐待防止)

第10条 事業所は、職員の中から虐待防止責任者を選任し、利用者の人権擁護、虐待の防止等に努めるとともに、職員に対して虐待の早期発見や対応等に関する研修を実施するものとする。

2 職員は、利用者に対し暴力、長時間放置又は心理的言動などによる虐待行為をしてはならない。

3 職員は、利用者に対する虐待行為の早期発見に努めるとともに、虐待を受けたと思われる利用者を発見したときは管理者に報告し、管理者は速やかに岩手県及び花巻市に通告しなければならない。

4 職員は、国及び地方公共団体が講ずる虐待防止のための啓発活動及び虐待を受けた者のための施策に協力するよう努めなければならない。

5 事業所は、利用者の人権擁護、虐待防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止等に関する責任者の選定及び措置

(2) 苦情解決体制の整備

(3) 職員に対する虐待の防止等を啓発・普及するための研修の実施

(4) 虐待の防止及び身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を職員に周知徹底

(苦情処理)

第11条 事業所は、提供した指定居宅介護等に係る利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受ける窓口を設置するものとする。

2 事業所は、利用者又はその家族からの苦情に関して岩手県又は花巻市から指導又は助言を受けた場合においては、その指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定居宅介護等に係る利用者からの苦情に関して、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査等に協力するとともに、当該運営適正化委員会の助言又は勧告を受けた場合においては、その助言又は勧告を尊重して必要な改善を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第12条 事業所は、利用者に対する指定居宅介護等の提供により事故が発生した場合には、速やかに岩手県、花巻市及び利用者家族等に連絡を行うとともに

に、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、指定居宅介護等の提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに賠償を行う。

3 事業所は、前項の賠償のために、損害賠償責任保険に加入するものとする。  
(個人情報保護)

第13条 事業所は、利用者の個人情報について本会個人情報保護規程を遵守し、適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則として利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の同意を得るものとする。

(その他運営についての留意事項)

第14条 事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるとともに、業務体制を整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後1カ月以内

(2) 継続研修 年2回

2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

(補則)

第15条 この規程に定めるもののほか運営に関する重要な事項は、本会と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年2月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年2月1日から施行する。